平成２７年（フ）第１９３号
函館市桔梗１丁目23番17号
債務者　長谷川　壽
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２０２号
函館市陣川町110番地272
債務者　金子　真也
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２１７号
北海道二海郡八雲町野田生463番地１　野田生団地２―305
債務者　最上　純史
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２８号
広島県安芸高田市吉田町吉田588番地１フレイム雪205号、前住所島根県邑智郡邑南町下田所329番地十日市町営住宅112号
債務者　川本　達也
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第６４号
三重県志摩市阿児町神明672番地10　賢島ハイツ201号
債務者　秋山伊津子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第１７９号
岡山県倉敷市西阿知町923番地（野口住宅４号）
債務者　辻村　佳久（旧姓稲垣）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１８５号
岡山県倉敷市連島町連島37番地77（レジデンス家守101号）
債務者　岡村　篤則
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第７３８号
埼玉県戸田市美女木１丁目32番地の22（ハイツツチヤ102号室）、旧住所埼玉県春日部市一ノ割２丁目９番12号　グランヴェール・ロゼ101号
債務者　春田　真紀
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７６３号
埼玉県志木市上宗岡１丁目17番29号
債務者　菊池眞左子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７７１号
さいたま市南区大字広ケ谷戸233番地４　パープルマンション102
債務者　田邉志緒里（旧姓水戸）
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７８９号
埼玉県川口市大字安行小山424番地の１　白石コーポＢ棟202
債務者　新井　寿美（旧姓葛貫）
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７９３号
埼玉県川口市大字木曽呂1555番地の１　ドミール東浦和306号
債務者　勝田　定男
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８２３号
埼玉県川口市弥平１丁目４番６号
債務者　白石　光正
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８２８号
さいたま市岩槻区大字古ケ場631番地99
債務者　井上真智子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８３４号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地１―１―205
債務者　佐久間　清
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８４５号
埼玉県川口市戸塚東１丁目17番７号　ハイム大谷101号
債務者　島津　伸夫
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８５２号
埼玉県戸田市喜沢南１丁目４番51号
債務者　中島　芳行
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係